

議案第3号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年6月7日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成30年6月7日

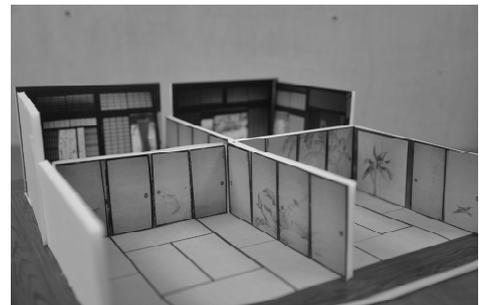
鳥取県教育委員会
教育長 山本 仁志

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

こうこくじしょいんふすまえ
保護文化財 「興国寺書院襖絵」 (鳥取市)

本作品は、平成28年度に県立博物館が興国寺(和歌山県)から寄贈された襖絵であり、現在、修復作業を行っている。後に鳥取藩絵師となる土方稲嶺ひじかたとうれいによって寛政8年(1796)に描かれた作品で、書院四間全体を構成する22枚(両面数えると38面)の襖に山水・人物・花鳥が描かれている。なお、稲嶺の描いた作品はすでに2件、県指定保護文化財に指定されている。



書院模型

稲嶺かんぼうは、寛保元年(1741)、鳥取藩家老・荒尾家の家臣の家に生まれる。職を辞し江戸に出て、当時中国を介して入ってきた写実的な最先端の画風(南蘋派なんびん)を宋紫石そうしせきに学ぶ。その後、四十歳前後で円山応挙や伊藤若冲らが活躍する京都に活動の場を移す。寛政10年(1798)、58歳で鳥取藩絵師として召し抱えられ、文化4年(1807)、67歳で亡くなるまで江戸と鳥取を往き来しながら制作を続けた。

本作品は、この稲嶺の現存する作品の中で最大のものであり、山水・人物・花鳥と多岐にわたる画題が描かれ、稲嶺の幅広い画域を知り得るものであるほか、高い空間構築力が遺憾なく発揮された代表作といえる。



襖絵 (一部)

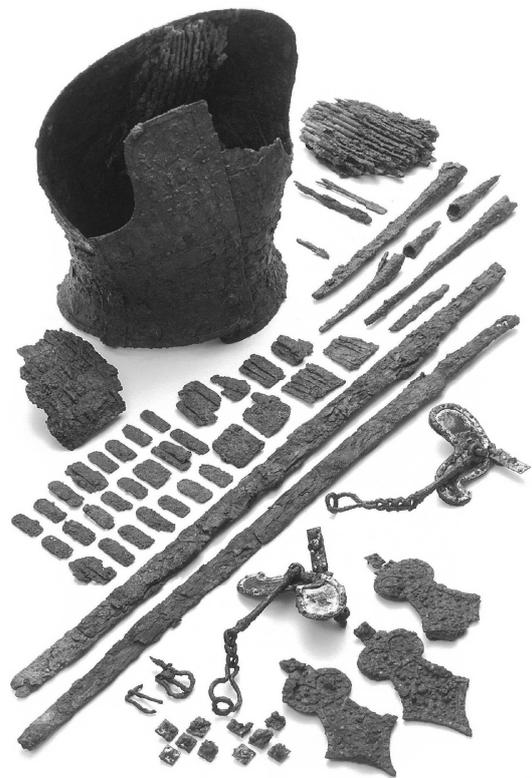
2 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

保護文化財 「倭文6号墳出土遺物一括」（鳥取市）

鳥取市倭文字妙見谷山分に所在する倭文6号墳から出土した考古資料である。倭文6号墳は標高約75mの丘陵尾根上最高所に立地する径13.0mの円墳であり、墳頂部で木棺直葬と考えられる埋葬施設が確認されている。

埋葬施設からは、衝角付冑、短甲、刀、矛、鏃等の鉄製武器・武具に加え、f字形鏡板付轡、輪鐙、鞍、劍菱形杏葉等の馬具が出土している。

これらのうち、三角板鉾留短甲は鉾留技法導入期の特徴を示す。横矧板鉾留衝角付冑は鉄鏃とともに短甲内に納められた特異な状況で出土し、鉄製小札鐙や頬当等の付属具を伴う。馬具は良好な出土状況から1セット分の馬装を復元でき、多鉾装飾を持つ劍菱形杏葉を含む。これら武器・武具・馬具には、古墳時代中期の製作技術の特徴やセット関係が良好に表れており、被葬者の性格や活躍時期、畿内王権をはじめとする他地域との関係を知る上で貴重な資料である。



倭文6号墳出土武器・武具・馬具

第 2 章 県指定保護文化財
（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）